

＜アンケート内の御質問・御意見等に対する回答＞

Q：面積の小さい本市ですが、空（荒）地を各所に目にしますが、T P Pとは別の観点ですが、高齢者の能力（別に）生涯現役とかに農地空地の有効利用の増進はどうか。

A：当局側に伝えます。

Q：市民菜園の件につきまして、住民にやさしいまちづくりを目指しているのならば、条例はそのままのこすべきだったのではないのでしょうか。

A：廃止に至った経緯としては、土地所有者死亡により、相続人からの土地返還要求により、菜園存続の是非について行政で協議され、現利用者に対してアンケート調査を実施したところ、現在の利用者が高齢であり、引き続き菜園を利用したい人と、これを契機に契約を解除したい人に分かれました。

また、現行の菜園とほぼ同じような条件であることを望まれる方が半数を占め、同一条件に近い農地を探し、希望の有無を調査実施しましたが、最終的に希望者が6名でした。

市民菜園の設置の目的は、農地の有効活用と市民の余暇利用の啓発であり、農地の有効活用という点では、本市の市街化区域内の農地については、特定市街化区域内農地であり、宅地並み評価・課税という点からも所有者の意向により保全すべき農地か否かを判断すべきと考えます。

また、市民の余暇利用という点では、住民ニーズの多様化もあり農作業をしたい、畑を持ちたいと希望する方はアンケート結果から少ない。

以上の点から、市が管理する菜園については、一定の役割を終えたのではないかと考えるものです。

Q：マイナンバー法についての対応が現在どこまで進んでいるのか。個人情報との議論がまだ解決したとは言えないのでは。

A：マイナンバー制度は、バラバラに存在している個人の情報を繋ぎ、同一人物であるという確認をするもので、税や年金といった社会保障の効率や公平性を向上させるものです。番号は、個人や法人にそれぞれ付けられ、市民が役所で取得する各種証明書や納税申告時などで、手続きの簡素化が図られる。行政にとっても業務上の簡素化が可能であります。

ご質問頂きました、個人情報についてであります。一ヶ所ですべての情報を管理するのではなく、現在も各所で管理している情報を、同一人物の情報であると分かるように繋いでいくものであり、個人情報がまとめて漏れることはない。また、情報の照会があれば、マイポータルという仕組みで、いつ、だれが、どのような理由で、個人情報の照会かけたか分かるよう仕組み作りが考えられており、番号が不正に用いられるおそれが生じた場合には、新たな番号に変更できます。

マイナンバー制度は全国一斉に番号を決めていくので、全国すべての自治体が同時に行っていく必要があります。

※内閣官房のホームページより、社会保障・税番号制度を見て頂くとより分かりやすいと思います。